平成２２年（フ）第１５９９号
京都府相楽郡和束町大字釜塚小字中溝16の１、住民票上の住所京都府相楽郡和束町大字中小字平田75番地の１
債務者　岡田ユミ子
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９３号
京都市伏見区横大路下三栖山殿18番地の27
債務者　谷口　仁美
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１７号
京都府城陽市水主塚ノ木21番地の９
債務者　インテリア四方こと　四方　智浩
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６６号
京都市北区紫野宮東町１番地の108
債務者　青木　芳雄
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４０号
京都市右京区嵯峨釈迦堂大門町９番地５　ハイツ山吹105号室
債務者　梅田　健史
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５０号
京都市西京区大枝中山町７番地117　パークサイド桂303号
債務者　澤井　尚子
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２１号
兵庫県高砂市米田団地13番204号
債務者　野口　雄子
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８２３号
兵庫県加古川市加古川町南備後185番地の14、従前の住居兵庫県加古川市尾上町養田1145番地の５白菊マンション２Ｆ５号
債務者　清水吉子こと　朱　　吉子
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８２５号
兵庫県姫路市御立中３丁目２番13号、従前の住所兵庫県姫路市伊伝居47番地５メゾン馬場先Ｂ―203号
債務者　宮家　悦治
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８８号
奈良県天理市前栽町168番地３
債務者　西田　篤子
１　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５０９号
奈良市肘塚町16番地の５　レイセニット奈良グラン・ヴェルジェ504号
債務者　魚谷　玲子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８８５号
広島県廿日市市津田1114番地６
債務者　正木　健司
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７７号
広島市佐伯区屋代３丁目17番48―11号
債務者　三浦　弘文
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１４号
広島市東区曙３丁目４番23―203号、住民票上の住所広島市中区河原町３番22―701号第21やたがいビル
債務者　松本　翔太
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６５号
広島市安佐南区大町東１丁目18番６―303号
債務者　伊藤　幸夫
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１２号
広島県東広島市八本松東３丁目12番47号
債務者　田中　裕樹
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３３号
広島市南区上東雲町32番19―302号
債務者　森安　庸二
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　広島地方裁判所民事第４部